

卯辰山公園健康交流センター千寿閣指定管理者募集要項

卯辰山公園健康交流センター千寿閣（以下「千寿閣」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 卯辰山公園健康交流センター千寿閣
- (2) 所 在 地 金沢市東長江町辺 2 番地 1
- (3) 供用開始 平成 16 年 4 月
- (4) 施設規模 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上 2 階建
延床面積：2,446.33 m²
- (5) 施設内容

【建 物】

- 1 階 談話ロビー（ふれあいコーナー）、食堂、厨房（食品庫）、健康温浴施設、事務室（給湯室、ロッカー室、受付）、スタッフルーム、軽運動室 1・2、工房（炉室、準備室、吹付室）等
- 2 階 市民ふれあい交流室（ステージ、控え室）、和室研修室 1・2・3、和室研修室 4（茶室、水屋、前室）、研修室 5・6 等
- 共用 エントランス、下足コーナー、廊下、エレベーター、トイレ、機械室

【付属施設】

- 駐車場 3,112 m²（駐車台数 116 台）
- ロータリー 840 m²
- 花壇等 751 m²
- (6) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時
(ただし、健康温浴施設は午前 10 時から午後 3 時)
- (7) 休 館 日 毎週水曜日、
1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(8) 入館者数 過去5年間の実績

| 年度 | 開館日数 | 入館者数 | 健康温浴施設利用者数 |
|-----|------|---------|------------|
| H30 | 307日 | 79,704人 | 29,725人 |
| R1 | 282日 | 68,941人 | 26,599人 |
| R2 | 255日 | 22,417人 | 13,288人 |
| R3 | 233日 | 22,680人 | 12,593人 |
| R4 | 307日 | 41,862人 | 19,229人 |

※新型コロナウイルス感染防止のための臨時休館日は以下のとおり。

令和2年度：4月1日～5月31日

令和3年度：5月12日～6月13日、7月31日～9月30日

2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 千寿閣の使用の許可に関すること。
- (2) 千寿閣の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 高齢者のための各種相談の実施及び教養向上のための講座の開催その他高齢者等の福祉の増進のために市長が必要があると認める業務
- (4) その他千寿閣の管理上市長が必要があると認める業務

*詳細については、別紙「卯辰山公園健康交流センター千寿閣指定管理者の業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

3. その他指定管理者が行う業務

- (1) 千寿閣の使用料の徴収事務(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づく公金受領受託者としての事務)

*詳細については、仕様書を参照してください。

- (2) 金沢市老人福祉センターと連携するために行う業務

金沢市老人福祉センター条例(昭和44年条例第32号)第4条及び同施行規則(昭和44年規則第41号)第1条に規定する登録者名簿への登載及び老人福祉センター利用証の交付に関すること。

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(指定期間中、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。)

5. 指定管理者の自主事業の取扱い

- (1) 自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事

業収入は指定管理者の収入とします。(仕様書7.(5)参照)

千寿閣においては、不特定多数の市民に共用される施設であることから、高齢者の方のみならずあらゆる世代の方の利用を想定しています。

そのため、応募にあたっては指定管理者のノウハウを活かした積極的かつ多様な自主事業の提案を求めています。

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

※詳細については仕様書を参照してください。

【自主事業の想定例】

空きスペースの活用事業、飲食物販、周辺施設との連携事業 等

(2) 自主事業剰余金

指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として自主事業剰余金を見込んでいる場合において、当該自主事業剰余金を当該施設の管理運営費に充当することを提案する場合には、収支予算書における収入の欄に「自主事業剰余金」として計上してください。

(3) 実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際は予め市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料又は利用料金の支払いが必要となります。

6. 指定管理料

指定管理料は定額とし、会計年度ごとに支払います。

7. 施設の使用料

施設の使用料については、全額、金沢市の収入(歳入)となります。

8. 応募資格及び欠格条項

(1) 応募資格

① 応募者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとし、

② 応募者は、金沢市内に主たる事務所(本店)を有する法人等でなければなりません。

(2) グループ応募について

① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。

② 構成員の中から、代表団体を定めて下さい。ただし、代表団体の出資比率は50%以上であることが必要です。

③ 構成員の半数以上が金沢市内に主たる事務所(本店)を有する法人等でなければなりません。

④ 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とし、

⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

(4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止の措置を受けているもの。
- ③ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取り消しの日から 2 年を経過していないもの。
- ④ 税を滞納しているもの。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの。
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの。
- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条第 2 項及び第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

9. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

10. 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和 5 年 8 月 21 日（月）から 10 月 20 日（金）まで
（閉庁日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 配布場所

① 窓口での配布

金沢市福祉健康局 福祉政策課（金沢市役所第 1 本庁舎 1 階）
担当：亘

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2288

電子メール：fukusei@city.kanazawa.lg.jp

②市ホームページからのダウンロード

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/digitalgyoseisenryakuka/gyomuannai/5/52_1/24548.html

11. 提出書類

(1) 卯辰山公園健康交流センター千寿閣指定管理者指定申出書（様式第1号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）、共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の3）を添付してください。

(2) 卯辰山公園健康交流センター千寿閣指定管理者事業計画書（様式第2号）

(3) 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）

記入に当たっては、仕様書に添付された「卯辰山公園健康交流センター千寿閣標準管理運営費積算表」を参考とし、収支予算書に指定予算額と記されている経費については各々の「標準管理運営費積算表」の金額を記入してください。

(4) 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料も添付してください。

(5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(6) 誓約書（様式第5号）

(7) 申出団体の国税の納税証明書（令和5年4月以降に発行したもの）

(8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）

(9) 申出団体の経営状況に関する書類

申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）

(10) 職員・従業員等調書（様式第7号）

(11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）

(12) 申出団体がISO9001の認証を取得している場合においては、ISO認証取得証明書（写）

(13) その他金沢市が必要であると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(4)はグループ名称で提出し、(5)～(13)は代表団体及び構成団体のすべてについて提出してください。

12. 応募者説明会

(1) 内容

応募方法、応募書類及び指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等又はグループは、この説明会に必ず参加していただくこととなります。

審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。
参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて2人以内とします。
説明会の当日は、併せて現場説明会も開催します。

(2) 日時

令和5年9月11日(月)午後3時から1時間程度(午後2時30分より受付)

(3) 場所

卯辰山公園健康交流センター千寿閣(金沢市東長江町辺2番地1)

(4) 参加申込

応募・現地説明会参加申込書(別記様式1)を電子メールで提出して参加してください。
申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時までとします。

電子メール: fukusei@city.kanazawa.lg.jp

13. 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和5年9月11日(月)から10月20日(金)まで

(閉庁日を除く 午前9時から午後5時まで)

*郵送の場合は10月20日消印有効とします

(2) 提出先

金沢市福祉健康局福祉政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL:076-220-2288

(3) 提出物(次の①及び②のいずれも必要です)

①提出書類 各1部(日本工業規格A4サイズ)

②上記提出書類全ての電子データを格納したCD-R(必ず応募者の名称を記載したラベルを貼付してください)。

14. 質問等

募集要項、その他募集に関しては、下記により質問を受け付けます。

質問は、質問書(別記様式2)に記入のうえ、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、電子メールで回答します。

質問の期限は、9月22日(金)午後5時までとします。

電子メール: fukusei@city.kanazawa.lg.jp

15. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査(書類審査)及び2次審査(面接審査(プレゼンテーション))の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサ

ービスの提供」「利用者サービス向上」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。

なお1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は、代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

（3）2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、12月25日（月）に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、1月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

（4）選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

16. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会（令和5年度3月定例会に上程予定）で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

17. 留意事項

（1）応募に関する費用は、応募者の負担とします。

（2）提出書類の取り扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要の場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）

に基づき公開することとなります。

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

18. 問い合わせ先

金沢市福祉健康局 福祉政策課 (金沢市役所第一本庁舎1階) 担当：亘
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL：076-220-2288
電子メール：fukusei@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

| | |
|---------------|-----------------------|
| 募集要項の配布期間 | 令和5年8月21日～10月20日 |
| 応募者説明会 | 令和5年9月11日 |
| 質問の提出期限 | 令和5年9月22日 |
| 質問に対する回答 | 令和5年9月29日頃 |
| 応募書類の提出期間 | 令和5年9月11日～10月20日 |
| 1次審査(書類審査) | 令和5年11月27日 |
| 1次審査結果の通知 | 令和5年12月上旬頃 |
| 2次審査(面接審査) | 令和5年12月25日 |
| 2次審査結果(内定)の通知 | 令和6年1月中旬頃 |
| 指定管理者の指定 | 令和6年3月(令和5年度3月定例会議決後) |
| 協定の締結、業務開始 | 令和6年4月1日 |